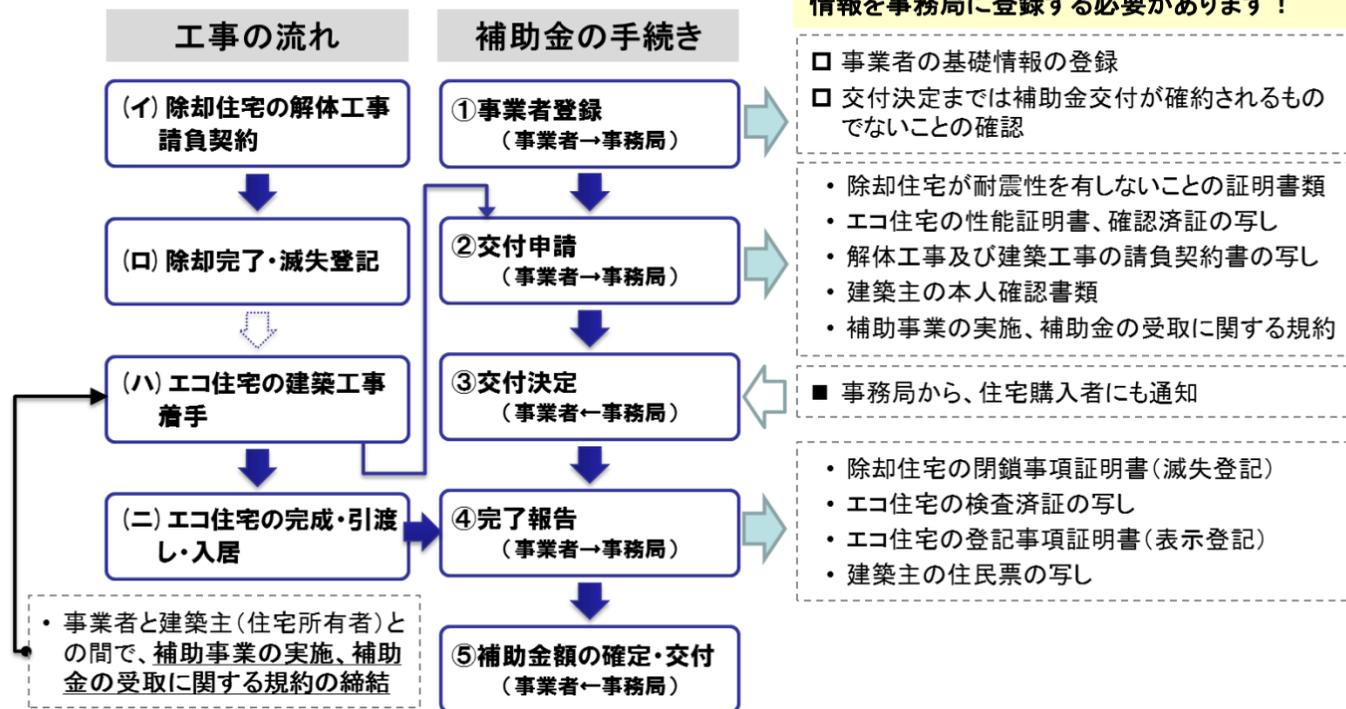


補助金の申請手続き等

(注文住宅用)

○補助事業の進め方・手続き



交付申請手続きを行うためには、まず、事業者情報を事務局に登録する必要があります！

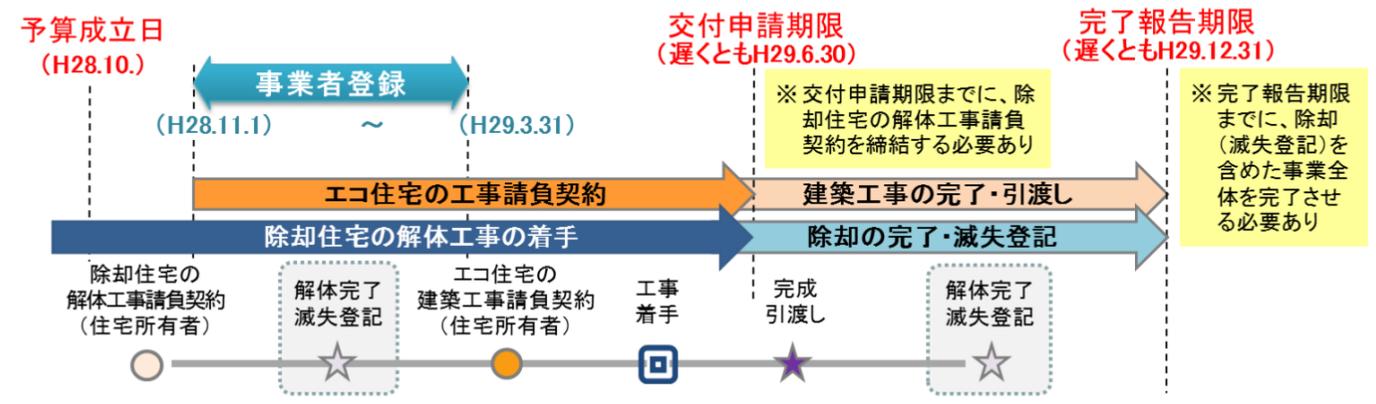
- 事業者の基礎情報の登録
- 交付決定までは補助金交付が確約されるものでないことの確認
- ・ 除却住宅が耐震性を有しないことの証明書類
- ・ エコ住宅の性能証明書、確認済証の写し
- ・ 解体工事及び建築工事の請負契約書の写し
- ・ 建築主の本人確認書類
- ・ 補助事業の実施、補助金の受取に関する規約
- 事務局から、住宅購入者にも通知
- ・ 除却住宅の閉鎖事項証明書(滅失登記)
- ・ エコ住宅の検査済証の写し
- ・ エコ住宅の登記事項証明書(表示登記)
- ・ 建築主の住民票の写し

・ 事業者と建築主(住宅所有者)との間で、補助事業の実施、補助金の受取に関する規約の締結

○申請期限等

※ 正式な申請期限等は、事務局より申請マニュアルやホームページ等でお知らせ

建築工事着手	: 予算成立日と事業者登録を行った日のいずれか遅い日以降
建築工事完了	: 上記の建築工事着手日 ~ 遅くとも平成29年12月31日(予定)
事業者登録	: 平成28年11月1日(予定) ~ 平成29年3月31日
補助金交付申請	: 平成29年1月18日(予定) ~ 遅くとも平成29年6月30日(予定)
解体・滅失登記	: 予算成立日の1年前の翌日 ~ 遅くとも平成29年12月31日(予定)まで <small>解体工事の請負契約は交付申請期限まで</small>
完了報告	: 遅くとも平成29年12月31日(予定)まで



※ 補助対象となる除却は、エコ住宅の建築の前後を問わないが、補正予算成立日の1年前の翌日(*)から完了報告期限の日までの間に解体したもの。(*)建築時期不明で、建築士による証明を受けるものは、事業者登録開始日以降

○事業者登録について

登録事項:(法人の場合) 法人名称、法人番号 (個人事業主の場合) 屋号、個人事業主の氏名 (法人・個人)建設業許可を有している場合は許可番号 等

【お問い合わせ先】

住宅ストック循環支援事業事務局 TEL 0570-069-888 ホームページ <http://stock-jutaku.jp>

建設業者向け

住宅ストック循環支援事業

～エコ住宅への建替え(注文)に対する支援～

省エネ性能を有する住宅(エコ住宅)への建替えに対して補助します。

次の要件をすべて満たす住宅の建替えが対象。

- ① 耐震性を有しない住宅等を除却した者(補正予算成立日の1年前の日以前に除却したものは除く。)又は除却する者が、自己居住用の住宅として、エコ住宅を建築するものであること
- ② 補正予算成立日以降と事業者登録を行った日のいずれか遅い日以降に、エコ住宅の建築工事に着手するものであること

○補助の概要

補助対象 補助額

(1) 非木造住宅・・・トップランナー基準以上

省エネ性能のレベル (各欄のいずれか)	一次エネルギー消費量等級5 トップランナー基準 BELS☆☆☆	BELS☆☆☆☆	BELS☆☆☆☆☆
その他の性能			
下記以外	30万円/戸	40万円/戸	50万円/戸
認定長期優良住宅	40万円/戸	50万円/戸	50万円/戸

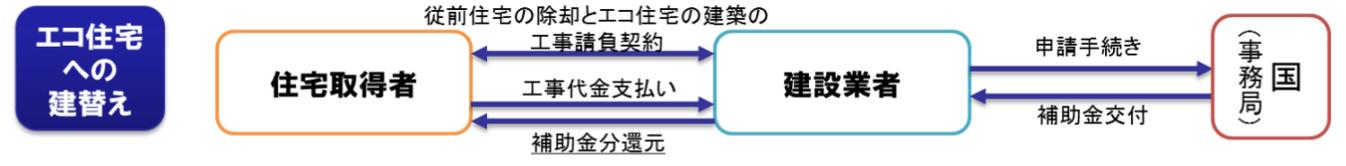
(2) 木造住宅・・・省エネ基準以上

省エネ性能のレベル (各欄のいずれか)	一次エネルギー消費量等級4 断熱等性能等級4 BELS☆☆	一次エネルギー消費量等級5 トップランナー基準 BELS☆☆☆	BELS☆☆☆☆ BELS☆☆☆☆☆
その他の性能			
下記以外	30万円/戸	40万円/戸	50万円/戸
認定長期優良住宅	40万円/戸	50万円/戸	50万円/戸

補助限度額 50万円/戸

○補助事業における建設業者の役割

- 事業者の方々に、補助事業者として、申請手続き等を行っていただきます。
- 補助金は、住宅所有者等に、全額を還元していただきます。



国土交通省 住宅局

エコ住宅への建替えとは

(注文住宅用)

【建替えについて】

- ※ 建替えとは、除却住宅の解体工事の施主とエコ住宅の建築工事の建築主が同一であるものとし、それぞれの工事の請負契約書で発注者が同一であることを確認
- ※ エコ住宅への建替えとして補助対象となる戸数は、除却された住宅の戸数と同数

【除却について】

- ※ 除却対象は住宅(居宅)に限り、付属する離れ、小屋、納屋等を除却しても対象外
- ※ 除却する住宅の敷地と建築するエコ住宅の敷地は、別敷地でも可
- ※ 除却時期は、エコ住宅の建築工事との前後関係を問わないが、補正予算成立日の1年以上前に除却されたものや完了報告の最終期限までに除却されないものは対象外
- ※ 除却は、原則として、不動産登記の閉鎖事項証明書(滅失登記の原因日等)で確認
- ※ 除却する住宅が、不動産登記の表示登記義務付け前に建築されたものについては、その解体工事に伴う産業廃棄物管理票(マニフェスト)B2票により確認

【除却の戸数について】

- ※ 除却住宅の戸数は、原則として、不動産登記されている戸数
 - ・ 戸建て住宅の場合、1戸(区分登記されている場合は、その戸数)
 - ・ 共同住宅の場合、①区分登記されている場合は区分登記の戸数、②区分登記されておらず1棟単位で登記されている場合は、延べ床面積200㎡以下は1戸、200㎡を超える部分は50㎡で除して得た数値(小数点以下切り捨て)の戸数
- ※ 不動産登記されていない除却住宅の戸数は、1戸

【耐震性を有しないことについて】

- ※ 耐震性を有しない住宅は、旧耐震基準で建築された住宅とし、除却した(する)住宅について、次のいずれかの書面により確認
 - イ) 建築確認がなされた日付が昭和56年5月31日以前の建築確認済証等
 - ロ) 表示登記がなされた日付が昭和58年3月31日以前である登記事項証明書
 - ハ) 建築士が耐震性を有しないことを確認した本制度独自の証明書(事業者登録開始日以降に除却するものに限る。)

【平成23年以降に発生した災害で被災した住宅の取扱いについて】

- ①又は②に該当する方が、自ら居住するためにエコ住宅を建築する場合は補助対象として扱い、その滅失又は解体の時期は問わない
 - ① 市町村長から被害の程度が「全壊」である罹災証明書を交付されている方
 - ② 市町村長から被害の程度が「大規模半壊」又は「半壊」である罹災証明書を交付されている方であって、かつ、公費解体したことを証する市町村の書面を提出された方

エコ住宅の建替えに必要な書類等

(注文住宅用)

○省エネルギー性能等を証明する書類

下表のうち、いずれか1つ(1つの書類又は組み合わせ)の性能を証明する書類が必要。

補助額	非木造	木造
30万円	<ul style="list-style-type: none"> 設計住宅性能評価書(一次エネ5) 低炭素建築物計画認定通知書等 住宅省エネラベル適合証 BELS評価書☆☆☆ フラット35S(金利Aプラン)省エネ 	<ul style="list-style-type: none"> 設計住宅性能評価書(一次エネ4) 設計住宅性能評価書(断熱性能4) BELS評価書☆☆ フラット35S(金利Bプラン)省エネ <p>すまい給付金制度の現金取得者向け新築住宅性能評価書(一次エネ4または断熱性能4)</p>
40万円	<ul style="list-style-type: none"> BELS評価書☆☆☆☆ 設計住宅性能評価書(一次エネ5) 住宅省エネラベル適合証 低炭素建築物計画認定通知書等 BELS評価書☆☆☆ フラット35S(金利Aプラン)省エネ <p>いずれか1つ + 長期優良住宅計画認定通知書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅計画認定通知書等 設計住宅性能評価書(一次エネ5) 住宅省エネラベル適合証 低炭素建築物計画認定通知書等 BELS評価書☆☆☆ フラット35S(金利Aプラン)省エネ
50万円	<ul style="list-style-type: none"> BELS評価書☆☆☆☆ BELS評価書☆☆☆☆ + 長期優良住宅計画認定通知書等 	<ul style="list-style-type: none"> BELS評価書☆☆☆☆ BELS評価書☆☆☆☆ 設計住宅性能評価書(一次エネ5) 住宅省エネラベル適合証 低炭素建築物計画認定通知書等 BELS評価書☆☆☆ フラット35S(金利Aプラン)省エネ <p>いずれか1つ + 長期優良住宅計画認定通知書等</p>

※1 一次エネ：一次エネルギー消費量等級のことをいう。 ※2 断熱性能：断熱等性能等級のことをいう。 ※3 フラット35Sは設計審査通知書と申請書

○耐震性のない住宅を除却したことを証明する書類

- ・ 下表のうち、除却する住宅に対応した書面が必要(写しを提出)
- ・ 分譲住宅の場合は、除却住宅について不動産登記(滅失登記)がなされているもののみが対象

除却住宅		注文住宅の場合
不動産登記あり		<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却住宅の不動産登記に係る登記事項証明書(必要に応じて建築確認済証等を添付) □ 除却住宅の閉鎖事項証明書
不動産登記なし	建築時期判明	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却住宅の建築確認済証等 □ 除却住宅の解体に伴う産業廃棄物管理票(マニフェスト)のB2票
	建築時期不明 (事業者登録開始日以降に除却するものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却住宅が耐震性を有しないことを証明する建築士発行の書面(本制度独自様式) □ 除却住宅の解体に伴う産業廃棄物管理票(マニフェスト)のB2票
被災住宅	全壊	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村長発行の罹災証明書(住家の被害の程度が“全壊”)
	大規模半壊・半壊	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村長発行の罹災証明書(住家の被害の程度が“大規模半壊”又は“半壊”) □ 住宅を解体したことを証する市町村発行の書面(様式は任意)

※ ■は耐震性を有しないことを確認する書面、□は除却の事実及びその時期を確認する書面